

熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、熊本県農業負債整理関係資金運営要領及び熊本県農業経営負担軽減支援資金融通措置要項に定めるもののほか、農業経営負担軽減支援資金の融通に関する取扱について定めるものとする。

(利子補給の承認の手続)

第2条 融資機関の長は、農業経営負担軽減支援資金の融資を行おうとする場合は、利子補給承認申請書(別記第1号様式)及び経営改善計画に関する要件書(別記第2号様式)を作成し、借入申込書(写し)及び経営改善計画書を添付し、市町村長を經由して振興局長に提出するとともに、熊本県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の保証委託申込書が提出された場合には、債務保証委託申込書に意見を付して借入申込書(写し)とともに基金協会へ送付するものとする。

2 振興局長は、利子補給承認申請書等の提出を受けた場合は、経営改善計画に係る経営診断と合わせて内容を審査し、適当と認めた場合には、利子補給承認通知書(別記第3号様式)を、融資機関の長に交付するとともに、その写しを市町村長及び基金協会に送付するものとする。

3 基金協会は、保証の諾否を決定したときは、債務保証承諾通知書を融資機関へ送付するとともに、当該融資機関を經由して債務保証承諾書を借入者に送付するものとする。

(貸付の実行)

第3条 融資機関は、利子補給承認通知書に基づき貸付の決定を行い、基金協会の債務保証を伴う場合は、その諾否を確認のうえ速やかに実行をするものとし、貸付を実行したときは、貸付実行報告書(別記第4号様式)により振興局長及び基金協会に通知するものとする。

2 借入者は、貸付を受けるときは、直ちに本資金に係る借用証書及び融資機関で定める書類を融資機関に提出するとともに、基金協会の債務保証を伴う場合にあっては、債務保証委託証書を基金協会に提出しなければならない。

(利子補給変更の承認の手続)

第4条 融資機関の長は、第2条第2項の承認後に災害その他やむを得ない理由により借入者が償還計画の変更を必要とするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書(別記第7号様式(以下「利子補給変更申請書」という。))を市町村長を經由して振興局長に提出するとともに、基金協会の債務保証を受けている場合には、保証契約変更承認申請書を基金協会へ送付するものとする。

なお、災害その他やむを得ない理由とは次に掲げるもので、損害額が農業総収入の10%以上減少するものに限るものとする。

- (1) 風水害、震災等の天災
- (2) 通常の注意にもかかわらず被った火災等の物的損害
- (3) 借入者又は農業専従者の死亡、疾病又は負傷
- (4) 法令に基づく処分又は不利益処分による経済的損害(農家の責めに帰さない事由によるもの)

ただし、上記の規定に関わらず、平成23年3月末までの時限措置として、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（平成21年12月3日法律第96号）により償還期限の延長等を行うことができるものとする。

2 振興局長は、利子補給変更申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、変更することを適当と認めたときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認通知書（別記第8号様式）を融資機関の長に交付するとともに、その写しを市町村長及び基金協会に送付するものとする。

3 基金協会は、保証契約の変更を承諾した場合は、保証契約変更書を融資機関へ送付するとともに、当該融資機関を経由して保証契約変更承諾書を借入者に送付するものとする。（利子補給金の請求及び交付）

第5条 本資金を融通している融資機関は、次により毎年1月1日から6月30日までの期間に係るものにあつては同年8月20日までに、7月1日から12月31日までの期間に係るものにあつては、翌年2月20日までに農業経営負担軽減支援資金利子補給金請求書（別記第5号様式（以下「請求書」という。））を知事（団体支援課）に提出しなければならない。

2 知事は、（1）に基づき、請求書の提出を受け、内容を審査し、適当と認めたときは、30日以内に農業経営負担軽減支援資金利子補給金を交付するものとする。

ただし、調査のため時日を要したときはこの限りでない。

第6条 農業経営負担軽減支援資金に関する事務処理については、この要領に定めるもののほか、熊本県農業制度資金管理事務電算処理要領に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成13年6月18日から施行し、平成13年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年6月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 この要領において、別記第6号様式は、欠番とする。

附 則

この要領は、平成22年1月18日から施行し、平成21年12月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。